国民年金だより

年金のことでご不明な点はお問い合わせください。
町民生活課（☎42－2633）
函館年金事務所国民年金課（☎0138－56－1165）

保険料を納めることが困難な方は 保険料免除制度の活用を！

国民年金の保険料を納めることが困難な方で、本人、配偶者、世帯主の前年の所得が一定基準額以下、または失業などにより納付することができない場合は、申請により保険料の全額または一部納付が免除される**「保険料免除制度」**があります。

免除が承認された場合の保険料納付額と年金額への反映割合

免除区分			納付額（月額）	年金額への反映割合
全額免除	免除（全額）		な　し	（国庫負担引上以降）4／8
4分の1納付（4分の3免除）	納付 1／4	免除3／4	4，100円	（国庫負担引上以降）5／8
半額納付	納付1／2	免除1／2	8，210円	（国庫負担引上以降）6／8
4分の3納付（4分の1免除）	納付3／4	免除 1／4	12，310円	（国庫負担引上以降）7／8

※4分の1納付、半額納付、4分の3納付制度は、**納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となる**ため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

免除となる所得基準

前年の所得が次により計算した金額の範囲内であること

- **全額免除** →（扶養親族＋1）×35万円＋22万円
- **4分の1納付（4分の3免除）** → 78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
- **半額納付（半額免除）** →118万円＋　〃
- **4分の3納付（4分の1免除）** →158万円＋　〃

※申請者本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
※所得基準を超えている場合であっても、失業などによる特例がありますので失業中の方は、雇用保険受給資格証または離職票を持参してください。

免除申請は、町民生活課（☎42－2633）または各支所で受け付けています